

令和6年9月6日
障害者施策課

視覚障害者代筆・代読支援事業の開始について

1 事業概要

(1) 事業開始日

令和6年10月1日

(2) 事業内容

視覚障害により文字等の読み書きが困難な方に対して、書類の代筆・代読の支援を行うヘルパーを利用者の自宅へ派遣します。

(3) 利用対象者

区内在住で、視覚障害により身体障害者手帳(等級不問)の交付を受けた方

(4) 利用時間の上限

1回あたり2時間以内で月4時間まで

(最小単位は時間とし、1回ごとに1時間未満の端数は切り上げて計算)

(5) 利用料

利用者の自己負担額なし

2 サービス提供事業所

本事業に応募し、区と業務委託契約を締結した障害福祉サービス指定事業所(居宅介護支援事業所または同行援護事業所)がヘルパーを派遣します。

3 事業スキーム

- ①利用者が区に利用申請(初回のみ)
- ②区は支給決定後、利用者へ受給者証を送付
- ③受給者証を受領後、利用者が事業所へ利用予約
- ④事業所が利用者の自宅にヘルパーを派遣
- ⑤月毎に事業所から区へ利用実績報告・委託料請求